

第 2 回公文書管理条例検討会意見への対応について

- 1 管理状況の報告（現場の実情確認に係る規定）・・・ 2
- 2 特定歴史公文書の範囲・・・・・・・・・・・・ 4
- 3 文書の作成対象となる事項・・・・・・・・・・・・ 6
- 4 レコードスケジュール設定時における文書館の助言 ・ 8
- 5 公文書管理委員会への部会設置・・・・・・・・・・・・ 10

1 管理状況の報告（現場の実情確認に係る規定）

《委員意見》

- 公文書の管理においては、現場の実情を確認することが重要
- 公文書管理法と同様、資料の提出や実地調査ができる規定が必要ではないか

《対応案》

実施機関での公文書管理の実態把握を可能とするため、国や他県を参考に、資料提出や実地調査ができる規定を条例に設けることとした。

管理状況の報告等

- ◆ 実施機関は、公文書の管理状況について、毎年度知事に報告し、知事はその概要を公表する。
- ◆ 知事は、公文書の適正な管理を確保するために必要があると認める場合には、実施機関に対し、公文書の管理について、その状況に関する報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員に実地調査をさせることができる。

《国・他県の状況》

資料の提出・実地調査について規定 国、2 県

資料の提出について規定 1 県

国・他県の状況（現場の実情確認に係る規定）

県名等	規定内容
国 (法)	<p>(管理状況の報告等)</p> <p>第9条 行政機関の長は、行政文書ファイル管理簿の記載状況その他の行政文書の管理の状況について、毎年度、内閣総理大臣に報告しなければならない。</p> <p>3 内閣総理大臣は、第1項に定めるもののほか、行政文書の適正な管理を確保するために必要があると認める場合には、<u>行政機関の長に対し、行政文書の管理について、その状況に関する報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員に実地調査をさせることができる。</u></p> <p>4 内閣総理大臣は、前項の場合において歴史公文書等の適切な移管を確保するために必要があると認めるときは、国立公文書館に、当該報告若しくは資料の提出を求めさせ、又は実地調査をさせることができる。</p>
山形県 (条例)	<p>第9条 実施機関は、公文書ファイル管理簿の記載状況その他の公文書の管理の状況について、毎年度、知事に報告しなければならない。</p> <p>3 知事は、第1項に定めるもののほか、公文書の適正な管理を確保するために必要があると認める場合には、<u>実施機関に対し、公文書の管理について、その状況に関する報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員に実地調査をさせることができる。</u></p>
三重県 (条例)	<p>第10条 実施機関は、公文書ファイル管理簿の記載状況その他の公文書の管理の状況について、毎年度、知事に報告しなければならない。</p> <p>3 知事は、第1項に定めるもののほか、公文書の適正な管理を確保するために必要があると認める場合には、<u>実施機関に対し、公文書の管理について、その状況に関する報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員に実地調査を行わせることができる。</u></p>
兵庫県 (条例)	<p>第9条 実施機関は、公文書ファイル管理簿の記載状況その他の公文書の管理の状況について、毎年度、知事に報告しなければならない。</p> <p>3 知事は、第1項に定めるもののほか、公文書の適正な管理を確保するために必要があると認める場合には、<u>実施機関に対し、公文書の管理について、その状況に関する報告若しくは資料の提出を求め、又は必要な助言を行うことができる。</u></p>
上記以外の11都県	規定なし

2 特定歴史公文書の範囲

《委員意見》

- 利用方法が変わると利用者の混乱が大きいいため、従来どおりの利用方法が良いのではないか
- これまでと異なる利用方法になることの混乱と手続きが煩雑になることの混乱は別に考える必要がある
- 戦前・戦後等の時代で区切るのではなく、現代的な公文書管理の在り方という観点での整理が必要
- 文化財的価値の高い文書の取扱いは、運用面で現状に応じた工夫を考えれば良いのではないか

《対応案》

- 特定歴史公文書の範囲は、戦前・戦後で区切らず、明治以降に県が作成、取得した公文書のうち知事に移管されたものとする。
- これまでと利用方法が異なることはやむをえないが、利用手続きが煩雑とならない方法を検討する。
- 重要文化財に指定されているものについては、資料が破損、汚損することを防ぐ利用方法について検討する。

《文書館の現状》

		文書館本館書庫		春日山書庫
		古文書等	明治～1960年代の公文書	1950年代以降の公文書
所蔵資料		古文書等	明治～1960年代の公文書	1950年代以降の公文書
公開状況		全て公開対象	全て公開対象	1970年代まで公開対象
内容審査		全て審査済み	全て審査済み	公開対象は1次審査済み (請求時に2次審査実施)
利用 方 法	閲 覧	○ [閲覧票]	○ [閲覧票]	○ [閲覧票]
	写 し 交 付	×	×	×
利用までの 日数		即日閲覧可	即日閲覧可	30日以内
目 録		利用区分 ^注 あり	利用区分 ^注 あり	利用区分 ^注 あり

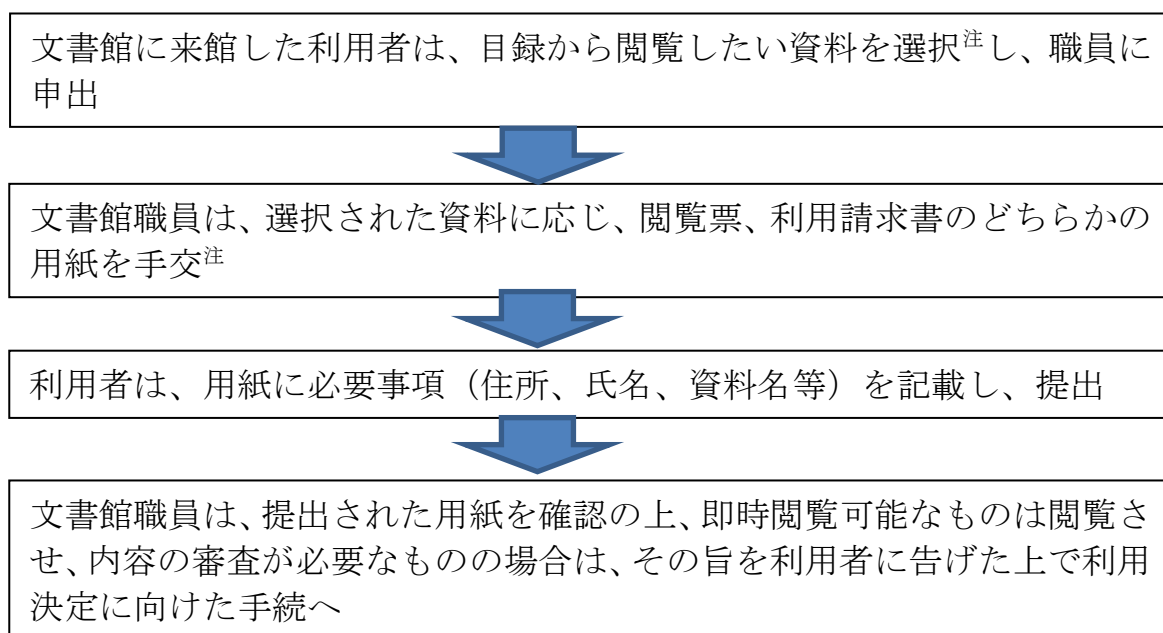
注) 利用区分：全部公開、一部公開、非公開、要審査

《具体的な対応案》

		文書館本館書庫		春日山書庫
		古文書等	明治～1960年代 の公文書	1950年代以降 の公文書
所蔵資料		古文書等	明治～1960年代 の公文書	1950年代以降 の公文書
条例の 適用対象		対象外 (従前どおり)	対象 (特定歴史公文書)	対象 (特定歴史公文書)
利用 方法	閲覧	○ (従前どおり) [閲覧票]	○ (従前どおり) [利用請求書]	○ (従前どおり) [利用請求書]
	写し 交付	× (従前どおり)	○ [利用請求書]	○ [利用請求書]
利用まで の日数		即日閲覧可 (従前どおり)	即日閲覧可 ^注 (従前どおり)	30日以内 (従前どおり)

注) 条例化に伴う利用制限の基準変更により「利用区分」が「全部公開」から「要審査」となり、即日閲覧できなくなる公文書が500点程度発生する見込み

《利用までのフロー》



注) 利用者が端末から閲覧又は写しの交付を受けたい資料を選択したら、必要な用紙が印刷されるシステムの導入を検討する。

※重要文化財に指定されている等慎重な取扱いが必要なものの写しの交付は、撮影したデータ又は当該データを紙出力したものの交付とする。

※本館書庫所蔵のもののうち「利用区分」が「全部公開」のものは利用決定を口頭で伝えること、「一部公開」のものは直ちに「一部利用決定通知書」を作成、手交することで、即日閲覧可能。

3 文書の作成対象となる事項

《委員意見》

- 文書の作成対象となる事項について、具体例を示されたい。

《対応案》

他県では文書の作成対象となる事項として、法を参考に、「条例の制定又は改廃及びその経緯」、「複数の実施機関による申合せ又は他の実施機関若しくは地方公共団体に対して示す基準の設定及びその経緯」、「個人又は法人の権利義務の得喪及びその経緯」、「職員の人事に関する事項」等を規定しており、国や他県を参考に、公文書管理指針に規定することとしたい。

《参考》 公文書管理法

第4条 行政機関の職員は、第1条の目的の達成に資するため、当該行政機関における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに当該行政機関の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成しなければならない。

一 法令の制定又は改廃及びその経緯

二 前号に定めるもののほか、閣議、関係行政機関の長で構成される会議又は省議（これらに準ずるものを含む。）の決定又は了解及びその経緯

三 複数の行政機関による申合せ又は他の行政機関若しくは地方公共団体に対して示す基準の設定及びその経緯

四 個人又は法人の権利義務の得喪及びその経緯

五 職員の人事に関する事項

国・他県の状況（文書の作成対象となる事項）

国が法やガイドライン等で規定している下記表中の①から⑥の作成対象事項に対し、規程・規則で規定している県が多い。

作成対象事項（国）	山形県	群馬県	東京都	新潟県	三重県	滋賀県	兵庫県	鳥取県	島根県	香川県	愛媛県	高知県	熊本県
①法令の制定又は改廃及びその経緯 (法・規則・ガイドライン)	条例・規程	規程	規則	規程	条例・規程	規程	条例・規程	規程	条例・規則	規程	規程	規程	規程
②閣議、関係行政機関の長で構成される会議又は省議の決定又は了解及びその経緯 (法・規則・ガイドライン)	条例・規程	規程	規則	規程	条例・規程	規程	条例・規程	規程	条例・規則	規程	規程	規程	規程
③複数の行政機関による申合せ又は他の行政機関若しくは地方公共団体に対して示す基準の設定及びその経緯 (法・規則・ガイドライン)	条例・規程	規程	規則	規程	条例・規程	規程	—	規程	—	規程	規程	規程	規程
④個人又は法人の権利義務の得喪及びその経緯 (法・規則・ガイドライン)	条例・規程	規程	規則	規程	条例・規程	規程	条例・規程	規程	条例・規則	—	規程	規程	規程
⑤職員の人事に関する事項 (法・規則・ガイドライン)	条例・規程	規程	規則	規程	条例・規程	規程	条例・規程	規程	条例・規則	規程	規程	規程	規程
⑥その他の事項 ・予算及び決算 ・機構及び定員 ・政策評価 ・公共事業の実施 ・栄典又は表彰 ・文書の管理 等 (具体的項目はガイドライン)	条例・規程	規程	規則	規程	条例・規程	規程	条例・規程	規程	条例・規則	規程	規程	規程	規程

※長野県は、令和4年4月条例施行に向け、規則、規程を作成中

※国の作成対象事項のうち、「法令」を県では「条例」、「行政機関」を県では「実施機関」と言い換えるなどして規定

4 レコードスケジュール設定時における文書館の助言

《委員意見》

- 国では、文書作成時、国立公文書館から専門的助言を受けながら保存期間満了時の措置（レコードスケジュール）を設定
- 山口県でも、実施機関がレコードスケジュールを設定する際、文書館の専門的助言を受けられるようにしてはどうか

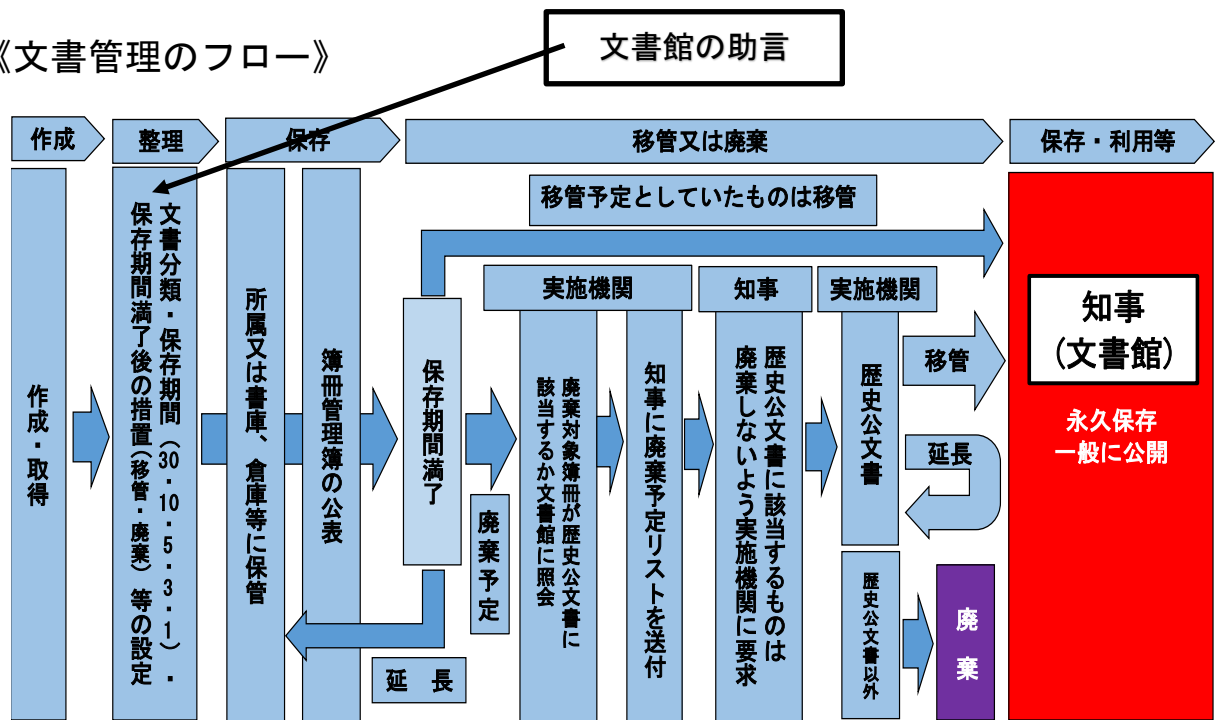
《対応案》

文書館の専門的知見を活用することにより、実施機関におけるレコードスケジュールの設定が適切かつ円滑に行われるようにするため、国や他県を参考に、レコードスケジュール設定時に文書館に助言を求めることができる旨の規定を公文書管理指針に設けることとしたい。

《国・他県の状況》

国立公文書館・公文書館の助言	国、2 県
公文書管理委員会の助言	1 県
文書担当課の助言	1 県

《文書管理のフロー》



国・他県の状況（レコードスケジュール設定時の専門的助言）

1 公文書館による助言

県名等	規定内容
国	<p>【行政文書の管理に関するガイドライン】</p> <p>(1) 文書管理者は、行政文書ファイル等について、別表2に基づき、保存期間の満了前のできる限り早い時期に、法第5条第5項の保存期間が満了したときの措置を定めなければならない。</p> <p>(2) 行政文書ファイル等については、総括文書管理者の同意を得た上で、行政文書ファイル管理簿への記載により(1)の措置を定めるものとする。</p> <p>(3) 総括文書管理者は、(2)の同意に当たっては、必要に応じ、<u>独立行政法人国立公文書館の専門的技術的助言</u>を求めることができる。</p>
群馬県	<p>【公文書管理規程】</p> <p>主務課、所長は、前項の措置を定めるに当たっては、必要に応じ、<u>教育委員会の助言</u>を求めるものとする。</p>
鳥取県	<p>【文書の管理に関する規程】</p> <p>所属の長は、別表第2に定める基準の適用について、<u>公文書館の専門的技術的助言</u>を求めることができる。</p>

2 公文書管理委員会による助言

県名等	規定内容
三重県	<p>【公文書管理規程】</p> <p>総括文書管理者は、前項の同意に当たっては、必要に応じ、<u>三重県公文書等管理審査会の専門的技術的助言</u>を求めることができる。</p>

3 文書担当課による助言

県名等	規定内容
山形県	<p>【公文書管理規程】</p> <p>文書管理者は、レコードスケジュールを定めるに当たっては、必要に応じ、<u>学事文書課長に助言</u>を求めることができる。</p>

5 公文書管理委員会への部会設置

《委員意見》

- 特定歴史公文書の利用に係る審査請求があった際、国では公文書管理委員会に部会を設け審議している。
- 山口県でも、部会を設置してはどうか。

《対応案》

特定歴史公文書の利用に係る審査請求があった際、機動的に審議することができるよう、国や他県を参考に、公文書管理委員会に部会を設けることができる規定を公文書管理委員会規則（仮称）に設けることとしたい。

《国・他県の状況》

部会設置 国、東京都、高知県（設置できる規定あり）

国・他県の状況（公文書管理委員会における部会設置）

	審査請求		部会設置状況（設置根拠） 委員の人数等
	審査請求 (異議申立)件数	諮問件数	
国	19	16	設置(公文書管理委員会令、公文書管理委員会運営規則)全体；7人以内(7人)、不服審査分科会；(3人)
山形県	0	0	部会なし
群馬県	0	0	部会なし
東京都	0	0	設置可(条例、公文書管理委員会規則)全体；7人以内(5人)、諮問審議に係る部会；3人以上
新潟県	0	0	部会なし
長野県	—	—	—
三重県	0	0	部会なし
滋賀県	0	0	設置(公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会設置条例)全体；14人 個人情報保護部会；7人 公文書等管理部会；8人 審査部会；6人×2分科会
兵庫県	—	—	—
鳥取県	0	0	部会なし
島根県	0	0	部会なし
香川県	0	0	部会なし
愛媛県	—	—	—
高知県	0	0	設置可(公文書管理委員会規則)全体；5人 特定歴史公文書等不服審査会；会長が指名する委員
熊本県	0	0	部会なし

※国の件数は、平成23年～令和元年までのもの(平成28年以降は年1件程度)

※長野県は、令和4年4月条例施行

※兵庫県、愛媛県は、特定歴史公文書に関する規定なし